○課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

資料3

別紙１

項　　目（２６項目）	確認事項（３２事項）	現状の取組状況										課題	課題番号
		開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察及び遠軽警察	佐呂間町	湧別町	北見市	遠軽消防	北見消防		
（１）円滑かつ迅速な避難のための取組													
①情報伝達、避難計画等に関する事項													
ア　洪水時における河川管理者からの情報提供等 （内容及びタイミングの確認）	・河川管理者と市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況	－	・振興局（副局長・出張所長）は、関係自治体首長へ情報伝達（ホットライン）を実施している。また、河川水位の情報を川の防災情報等で住民に情報提供している。	－	－	－	・網走開建遠軽開発事務所長、振興局（副局長・出張所長）、関係自治体首長とのホットラインが構築済み。	・網走開建遠軽開発事務所長、振興局（副局長・出張所長）、関係自治体首長とのホットラインが構築済み。	・網走開建遠軽開発事務所長、振興局（副局長・出張所長）、関係自治体首長とのホットラインが構築済み。	－	－	－	A (1)①ア
イ　避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	・「避難勧告等に関するガイドライン」（H29.1月内閣府）を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	－	・水位周知河川を公表済。	－	－	－	・佐呂間別川のみ、洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）の検証・見直しを行った。	・新たな洪水浸水想定に基づく地域防災計画の見直しを検討中。	－	－	・水位周知河川以外の河川も検討する必要がある。【振興局・佐呂間町】 ・想定最大規模の洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を見直す必要がある。【佐呂間町】 ・早期の避難勧告等発令判断のため、上流地点の実況や予測の累加雨量または時間雨量の把握と判断値の検証が必要。【湧別町】	B1 (1)①イ
	・水害対応タイムラインの作成状況、運用状況を記載 ※協議会資料を適宜修正	－	・佐呂間別川、芭露川については、幹事会で提示し各機関の意見を照会中。	－	－	－	・佐呂間別川のタイムラインについて検討し・関係機関と調整中。	・芭露川のタイムラインについて検討し関係機関と調整中。	－	－	－	・タイムラインを作成し、地域防災計画に避難勧告等の発令基準を明確にすることが必要。【振興局】 ・要配慮者に対する避難準備情報を発令するための適切なタイミングの判断が非常に難しい。【佐呂間町・湧別町・北見市】 ・佐呂間別川のタイムラインについて検討する必要がある。【北見市】	B2 (1)①イ
ウ　水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	・水位周知河川の検討・調整	－	・佐呂間別川水系では佐呂間別川と芭露川が対象。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C1 (1)①ウ
	・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（H29.3月国交省）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供方法の検討調整状況	－	・水位周知河川以外においては、平成２９年度より洪水氾濫危険区域図を作成中。	－	－	－	－	－	－	－	－	・水位周知河川以外の河川における水害リスクの高い箇所の把握や水位把握および周知が必要。【振興局・佐呂間町・湧別町・北見市】	C2 (1)①ウ
エ　ICTを活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	・「川の防災情報」等、河川水位やＣＣＴＶカメラ等のリアルタイム情報等の周知方法について検討調整	・国管理区間では、ホームページで、河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報提供を実施している。	・水位計は永代、中佐呂間、芭露の３地点に設置されている。	－	－	－	－	－	－	－	－	・芭露川へのCCTVカメラ等の設置が必要。【湧別町】	D1 (1)①エ
	・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について検討・調整	－	・気象警報、注意報、河川水位、水防警報等の情報をホームページや報道機関等の協力を得てテレビ、ラジオ等を通じて伝達している。	・H29出水期から新たなステージに対応した防災気象情報の改善の運用を開始している。	－	－	・サポートメール(登録制)による緊急防災情報配信及び利用促進。 ・避難行動要支援者名簿の作成。	・サポートメール(登録制)による緊急防災情報配信及び利用促進。 ・自治会連絡網、個別電話連絡及びFAXも含めた様々な情報伝達手段の活用。 ・自治会で自主防災組織の先例地(石狩市)調査を実施。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会を2月に実施。	・サポートメール(登録制)による緊急防災情報配信及び利用促進。 ・避難行動要支援者名簿の作成。 ・地域の支援体制づくりについて住民への説明会を実施。	・構成町の避難所開設情報等の収集と防災担当との連絡体制の確認。 ・避難情報、警報を消防職・団員へ伝達するため、順次指令システムを活用した情報伝達の活用。	・消防団員に対し河川等の警戒情報をメール配信。	・高齢者や要配慮者に対して、適切な避難情報のタイミングなどの検討・整備が必要。【佐呂間町・湧別町・北見市】 ・携帯電話やパソコンを持っていない住民への伝達方法の検討【湧別町】 ・地域住民の避難率が低い。【北見市】	D2 (1)①エ
オ　隣接市町村への広域避難体制の構築	各市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や連絡体制等について検討・調整する	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・隣接する市町への避難が安全となる場合があるため、広域避難計画について検討する必要がある。【佐呂間町・湧別町・北見市】 ・組合構成町以外の消防職・団員との協力体制の構築が課題。【遠軽消防】	E (1)①オ
カ　要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	・市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	・平成29年5月10日に紋別市で遠軽・紋別地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	・平成２９年度、洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設位置図を提示。	－	－	－	－	－	－	・要配慮者利用施設が、消防法第８条に定める消防計画の作成が必要な施設である場合は、消防計画を作成している。	－	・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付けると同時に、避難確保計画の策定や避難訓練の実施の義務について、施設管理者の認識や理解が必要。【湧別町】 ・消防法令で義務付けている避難訓練を実施する際に、避難確保計画に基づく避難訓練も併せて実施したい要望があった場合の消防機関としての対応が課題。例えば、消防職員と町職員が避難訓練に立ち会うなど。【遠軽消防】 ・災害時要援護者施設の避難訓練の推進【遠軽警察】	F1 (1)①カ
	・避難確保計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえ、支援策や支援体制等について検討・調整する	・平成29年5月10日に紋別市で遠軽・紋別地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・消防法令に基づく防火管理者資格取得講習では消防計画の作成方法についての講義を行っているが、避難確保計画の作成支援として携わることができることはあるか。【遠軽消防】	F2 (1)①カ

○課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

資料3

別紙１

項　　目（２６項目）	確認事項（３２事項）	現状の取組状況										課題	課題番号
		開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察及び遠軽警察	佐呂間町	湧別町	北見市	遠軽消防	北見消防		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項													
ア　想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表を共有する	－	・平成29年9月より佐呂間別川と芭露川において想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を公表し、各市町長に通知している。	－	－	－	・平成29年9月に佐呂間別川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が道から通知されている。	・平成29年9月に佐呂間別川と芭露川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が道から通知されており、湧別町HPでも公表している。	・平成29年9月に佐呂間別川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が道から通知されている。	－	－	・HPでは公表していない。【佐呂間町・北見市】 ・水位周知河川以外の浸水想定区域の把握。【湧別町】	G (1)②ア
イ　水害ハザードマップの作成、改良と周知	想定最大規模に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表予定等を共有する	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・想定最大規模の降雨によるハザードマップの作成が必要。【振興局】 ・水位周知河川以外の想定最大規模の浸水想定区域の把握。【湧別町】	H1 (1)②イ
	・「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4月国交省）を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを住民への効果的な周知方法を検討調整	－	－	－	－	－	－	・土砂災害警戒区域等も含めた最大想定浸水区域のハザードマップの見直しを行っている。	－	－	－	・効果的な周知方法の検討が必要。【佐呂間町・北見市】 ・土砂災害基礎調査の進捗状況によっては、ハザードマップ等の見直しスケジュールに変更の可能性がある。【湧別町】	H2 (1)②イ
ウ　まるごと・まちごとハザードマップの促進	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（H29.6月国交省）を参考に、取組の推進について検討調整	－	－	－	－	－	－	・まるまちハザードマップ設置検討を実施中。	－	－	－	・想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示は重要。【振興局】	I (1)②ウ
エ　住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討調整	・国管理区間においては、各関係機関主催の訓練等に参画している。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。【北海道警察】	・広報誌等による水害災関連記事や情報を提供している。 ・地域住民、自治会による「北海道地域防災マスター」の認定取得促進に努めている。	・広報誌等による水害災関連記事や情報を提供している。 ・地域住民、自治会による「北海道地域防災マスター」の認定取得促進に努めている。	・関係機関や民間企業を交えた総合防災訓練の実施。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・地域住民の避難率が低く水害に関する住民等の意識向上が必要。【佐呂間町・北見市】 ・自治会や自主防災組織を中心に、学校や企業など地域が一体となった避難訓練の実施。（要配慮者支援体制の整備）【湧別町】 ・想定最大規模の洪水に備えた避難誘導体制が消防機関において構築されていない。【遠軽消防】 ・避難訓練の参加や、講話・広報は必要と思う。【遠軽警察】	J (1)②エ
オ　防災教育の促進	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討調整	・必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、「川の防災学習会」を実施していく。	・必要に応じ市町が行う取組について協力する。 ・「Ｄｏはぐ」や、「地域防災マスター制度」をはじめとした防災教育事業の推進を図っている。	・必要に応じ市町が行う取組について協力する。	・必要に応じ市町が行う取組について協力する。	・必要に応じ市町が行う取組について協力する。	・指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知徹底や、避難行動、水害リスクについて指導、啓発を実施し、防災意識の向上を図っている。	・避難訓練、防災に関する出前講座、防災学習等の実施により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知徹底や、避難行動、水害リスクについて指導、啓発を実施し、防災意識の向上を図っている。	・子どもや住民を対象とした出前講座の実施。	－	・必要に応じ市町が行う取組について協力する。	・市町村によって体制が整っておらず、防災教育の取組に差がある。【振興局】	K (1)②オ
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項													
ア　危機管理型水位計等の整備	・危機管理型水位計の配置計画を検討調整	－	・水位周知河川区間以外における水位状況把握に向けて簡易水位計の配置計画を検討している。	－	－	－	－	－	－	－	－	・水害リスクの高い箇所における水位把握が重要。【振興局】 ・芭露川上流地点への水位計の設置。【湧別町】 ・佐呂間別川上流地点への水位計の設置。【北見市】	L1 (1)③ア
	・河川監視用カメラの配置計画を検討調整	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・芭露川への監視カメラの設置。【湧別町】 ・佐呂間別川上流地点への河川監視カメラの設置。【北見市】	L2 (1)③ア
イ　危機管理型ハード対策の実施	・危機管理型ハード対策の概ね５年間の整備箇所を共有 ※堤防決壊の時間を引き延ばす天端舗装	－	・河川利用促進として、佐呂間町市街地の堤防の一部において天端舗装を実施している。	－	－	－	－	－	－	－	－	・芭露川の下流では住家が集まっており、堤防決壊までの時間を引き延ばすことが重要。【振興局】	M (1)③イ
ウ　河川防災ステーション等の整備 ※防災資材備蓄整備	・ブロック・土砂等の備蓄場について、設置位置及び規模等を検討調整する	－	－	－	・防災装備品を計画的に整備している。	－	・年次的災害用備蓄品の整備。	・小型発電機5基、投光機5基を購入、町内3箇所の備蓄庫に配備。	・年次的災害用備蓄品の整備。 ・災害時の迅速な情報収集に活用する小型無人航空機（ドローン）導入。	－	－	・堤防決壊や侵食時に緊急投入するブロック等の備蓄が必要。【振興局】 ・芭露川下流への自営排水ポンプの購入・設置を検討。【湧別町】	N (1)③ウ
エ　避難場所、避難経路の整備	・避難場所、避難経路の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど検討調整	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・広範囲の浸水によっては、孤立集落の避難場所が確保されない場合がある。【佐呂間町・湧別町・北見市】	O (1)③エ

○課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

資料3

別紙１

項　　目（２６項目）	確認事項（３２事項）	現状の取組状況										課題	課題番号
		開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察及び遠軽警察	佐呂間町	湧別町	北見市	遠軽消防	北見消防		
（２）的確な水防活動のための取組													
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項													
ア　重要水防箇所の確認	・河川整備の進捗を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに現地にて関係者による共同点検等の実施について検討調整	－	・芭露川の土地利用を踏まえ、平成２９年度に重要水防区間を見直し追加修正した。 ・重要水防箇所の確認は出水期前に実施している。	－	－	－	－	－	－	－	－	・道管理河川における共同点検が実施されていない。【振興局】 ・道管理区間における水害リスクの高い箇所等の共同点検が必要。【佐呂間町・北見市】 ・避難勧告等の発令判断に資する芭露川重要水防箇所の確認・共同点検が必要。【湧別町】	P (2)①ア
イ　水防資機材の整備等	・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討調整	－	・各機関が保有している情報は共有している。	－	・各機関が保有している情報は共有している。	－	・各機関が保有している情報は共有している。	・各機関が保有している情報は共有している。	・各機関が保有している情報は共有している。	－	・資機材等の保有状況の確認と情報共有及び点検を実施。	・各機関が持つ水防資機材等の保有状況について、情報共有による詳細な把握が必要。【振興局・佐呂間町・北見市】	Q (2)①イ
ウ　水防訓練の充実	・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討調整	－	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	・各関係機関主催の訓練等に参画。	－	・町内建設業協会との災害時協力体制に関する協定締結。	・関係機関や民間企業を交えた総合防災訓練の実施。	・各自治体（水防管理団体）等主催の訓練等に参画。	・各自治体等主催の訓練等に参画	・地域や関係機関との水防訓練の共同実施。【湧別町】	R (2)①ウ
エ　水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた後方の充実について検討調整	－	・ポスター掲示・リーフレット配布やＨＰを通じ、水防活動の担い手となる消防団員の募集を行うとともに水防協力団体の募集・指定を行う等、水防団確保のための取組みを行っている。	－	－	－	・遠軽地区広域組合消防本部と協力し、水防団員（消防団員）募集に係る広報、ポスター掲示やパンフレット配布を実施。	・遠軽地区広域組合消防本部と協力し、水防団員（消防団員）募集に係る広報、ポスター掲示やパンフレット配布を実施。	・広報誌を通じて募集情報を周知。	・ポスター掲示、募集広報、パンフレット配布など消防団員募集に係る広報活動を関係市町と協力して実施している。	・広報誌やHPに団員募集について掲載。 ・事業所に団員募集ポスターやリーフレットを配布し入団促進の実施。	・団員の高齢化、減少傾向のなか、大規模洪水時には広範囲で水防活動が必要となることから想定最大規模の洪水時に備え人員確保が課題。【佐呂間町・湧別町・北見市・遠軽消防・北見消防】	S (2)①エ
オ　水防団間での連携、協力に関する検討	・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討調整	－	－	－	－	－	－	－	－	・町水防計画の分担区域のとおり。	・各分団間において定期的に連携訓練等を実施 ・消防団員に対し河川等の警戒情報をメール配信。	・分団間での訓練や隣接消防団との連携訓練について行われていない。【遠軽消防】	T (2)①オ
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項													
ア　災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討調整	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・災害拠点病院等の施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達体制の検討調整。【湧別町】	U (2)②ア
イ　洪水時の防災拠点である町村庁舎等における機能確保のための対策の充実	・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討調整	－	－	－	－	－	・防災行政無線更新（デジタル化H34.11末まで） ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討	・防災行政無線更新（デジタル化H34.11末まで） ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討	－	－	－	・庁舎再編検討・整備に合わせた災害対策本部としての防災拠点機能の確保。【湧別町】 ・平成33年５月末で防災行政無線の現行アナログ無線の免許が切れるめ、切れる前に対策が必要。【北見市】	V (2)②イ
（３）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組													
①氾濫水の排水、施設運用等に関する事項													
ア　排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する	・排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備している。 ・排水訓練を北見地区、美幌地区、湧別地区で実施	－	－	－	－	・協定を締結している町内の建設業協会や消防の協力及び網走開発建設部への応援要請等による浸水の排水作業を行っている。	・必要な資機材の配備検討を行っている。	－	・関係市町や開発建設部と協力し浸水箇所の排水作業を行っている。	－	・浸水継続時間が長くなる住宅地域もあり、迅速かつ的確な排水活動が重要。【振興局】 ・内水被害が多発した実績がある。【佐呂間町・湧別町】 ・的確な排水活動を行うため、平時より機材の使用方法や能力等を確認しておく必要がある。【振興局・佐呂間町・北見市・遠軽消防】 ・関係機関との協力体制の構築が必要不可欠。【湧別町】 ・排水ポンプ車と異なり、消防ポンプはゴミ、砂、泥、ビニールなどの異物により容易に吸水不能となることから、使用環境と判断が課題。【遠軽消防】	W (3)①ア
イ　洪水を未然に防ぐ対策 ※河川改修や維持対応などのハード対策	・河川管理者によるハード整備や河道の維持管理状況について情報共有する	－	・佐呂間別川、仁倉川、小野の沢川、芭露川において河川整備を実施している。 ・河川機能確保のための計画的な河道掘削や樹木伐採等の維持管理を実施している。	－	－	－	－	－	－	－	－	・引き続き河川改修事業を促進し、越水・溢水リスクを低減させるハード整備が必要。【振興局】	X (3)①イ
（４）その他													
①その他													
ア　災害時及び災害復旧に対する支援強化	・国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討調整	・国土交通省国土交通大学校や北海道開発局研修室が実施する研修には自治体職員の受入や聴講が可能。 ・網走開発建設部管内の自治体へ北海道開発局職員による防災に関する出前講座の実績有り	・災害発生市町村に対し、必要に応じて、リエゾンの派遣を行っている。	－	－	－	－	－	・災害時協定先との運営訓練の実施。	－	－	－	Y (4)①ア
イ　災害情報の共有体制の強化	・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討調整	・「防災情報共有システム」への接続により、国管理河川や国道等の状況把握が可能	・防災関係機関が連携し、災害対応を行う際の共通地図として、北海道防災地図を整備中。防災拠点や避難所、病院などを記載予定。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Z (4)①イ